

未来の芦屋市で暮らす人たちのために

近年、日本国内でも、温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨などによる大規模災害の発生等、気候変動問題は、私たち一人ひとりにとって避けることのできない問題となっています。

地球全体をみても、環境問題だけでなく、人口の爆発的増加等による資源枯渇の問題も喫緊の課題となっています。

いつまでもこの環境が続くわけではありません。
そしていつの日か資源は枯渇します。

いつの日か・・・自分には関係ないということではありません。
一人ひとりの今の行動が未来を作ります。

その行動のうち、ごみに関するものが本計画です。
ごみは生活するにおいて必ず出てくるものです。
誰もが出すものです。ごみの出ない生活はありません。

令和3年11月末現在残念ながら、ごみ量が近隣市と比較しても多く、分別ができていても言い難い状況です。

一人ひとりが意識することで、ごみが減り、資源は再利用されます。
一人でも多くの市民がごみのことを自分ごとと捉えるその積み重ねが、地球環境や資源の枯渇を救います。

未来を担う世代に、より良い環境を残していけるように、
本計画を見直しごみの減量、再資源化を推進し
持続可能な社会を目指します。

目次

第1章 計画策定の背景	新計画の目標値	18	
計画策定の背景	2	重点目標と重点取組	18
第2章 計画の基本的事項	目標値の推移	19	
本計画の位置づけ	4	目標値達成によるごみの排出総量	19
本計画の対象物と対象期間	5	施策の具体例1 指定ごみ袋の導入	20
本計画の進行管理	5	施策の具体例2 紙ごみの資源化	22
第3章 本市のごみ処理の流れとごみ処理施設	施策の具体例3 リサイクルの推進	22	
環境処理センターとごみの流れ	6	施策の具体例4 フードドライブ活動の拡充	23
ごみ処理の基本的な流れ	7	施策の具体例5 排出者責任の徹底	23
生活系ごみの分別区分	10	施策の具体例6 新施設整備計画の推進	24
生活系ごみの収集・運搬体制	10	施策の具体例7 プラスチックの分別検討	24
第4章 本市のごみ量の推移と前計画の振り返り	施策の具体例8 住民参加の将来構想	25	
ごみ排出量の現状	12	コラム	
前計画の取組状況と今後の課題	13	環境処理センターってどんなところ？	8
前計画の中間目標と達成状況	14	芦屋市の分別状況は？	11
兵庫県内比較（平成30年度）	15	指定ごみ袋ってそもそも何ですか？	20
第5章 計画の見直しと未来へ向けた取組み	指定ごみ袋って効果はあるのですか？	21	
前計画からの見直し	16	指定ごみ袋導入に関するアンケート結果	21
新計画の基本方針の体系	17	芦屋市のごみ処理に係るお金ってどれぐらい？	24
基本施策とSDGsとの関連	17	芦屋市の分別の方法とかごみの情報が知りたい	26

第1章 計画策定の背景

- ・ごみに関することは、この数年間で国内情勢も海外情勢も大きく変わっています。
- ・資源の枯渇や地球環境問題は変わらず問題のままとなっています。
- ・温室効果ガスの削減に今まで以上に取組む必要があります。
- ・上記の背景も踏まえて計画を策定する必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

計画策定の背景（1） ～世の中を取り巻く環境の変化～

大きく変動した環境を取り巻く背景の変化に対応していく必要があります

地球温暖化、海洋プラスチックごみ等、地球規模での環境問題が顕在化・深刻化

<世界の動向>

- 国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」採択（2015年）

<国内の動向>

- 第4次循環型社会形成推進基本計画策定（平成30年（2018年））
- 食品ロスの削減の推進に関する法律施行（令和元年（2019年））
- 2050年カーボンニュートラル宣言（令和2年（2020年））
- プラスチック資源循環促進法制定（令和3年（2021年））

世の中を取り巻く課題



SDGs（持続可能な開発目標）



計画策定の背景（２） ～目指すべき芦屋市の姿～

住みやすく持続可能な芦屋市を目指します

ごみは誰もが、どの世代も、どの事業所も排出します。ごみは生活に大きく関わるものです。**地球環境や持続可能な街を守り続けるために**、そのごみを減量し、資源を大切にする計画を策定します。ごみのことを自分ごとと捉え、市民・事業者・行政が**三者協働**で取り組み、住みやすく快適で持続可能な芦屋市を目指します。

どうしてごみを減らし資源循環を目指すのか？	目標達成に向けた取組を通じて目指す将来像
環境負荷の大きい埋立（最終処分）量を最大限に削減する	生活の基盤である地球環境の維持
貴重な資源をいつまでも使えるように保全し将来に残す	環境保全の取組が、同時に社会・経済の発展に繋がる好循環の構築
廃棄物に関して、温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す	SDGs達成を通じて、誰一人取り残されない、誰もが輝く都市芦屋
ごみ処理コストを軽減し、市民負担を減らす	

地球環境や市民生活・社会経済活動を守ります

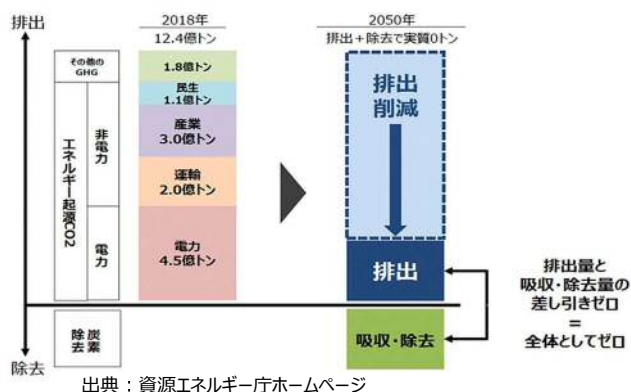
市民・事業者・行政の三者協働での取組

計画策定の背景（３） ～脱炭素社会に向けた動向～

本市は2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指します

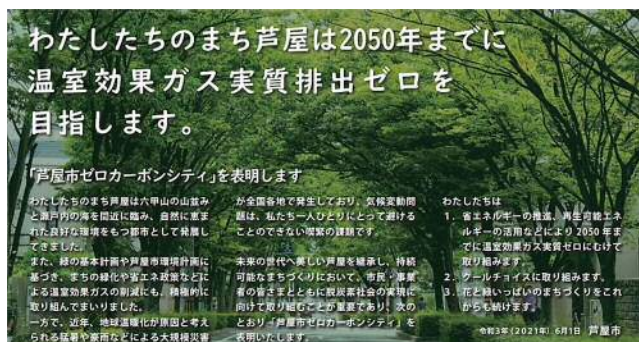
2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年（2020年）10月26日、政府は第203回国会で、我が国として**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする**、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。その後、国・地方脱炭素実現会議で、「地域脱炭素ロードマップ」を策定しています。



「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明

本市は令和3年（2021年）6月に「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明を行い、公共施設の更新や改修にあわせた省エネ設備や再エネ設備の導入、街路灯のLED化、学校園における環境学習など、市民・事業者と連携し、さらなる脱炭素への取組を推進するとしています。



第2章 計画の基本的事項

- ・一般廃棄物処理基本計画は法律で策定を定められた計画で全自治体が策定します。
- ・対象は芦屋市のごみです。
- ・情勢や状況は大きく変わるため、5年に1度見直しを行う必要があります。
- ・期間は令和4年4月～令和14年3月までですが、まずは令和8年度の間目標の達成を目指します。

第1章

第2章

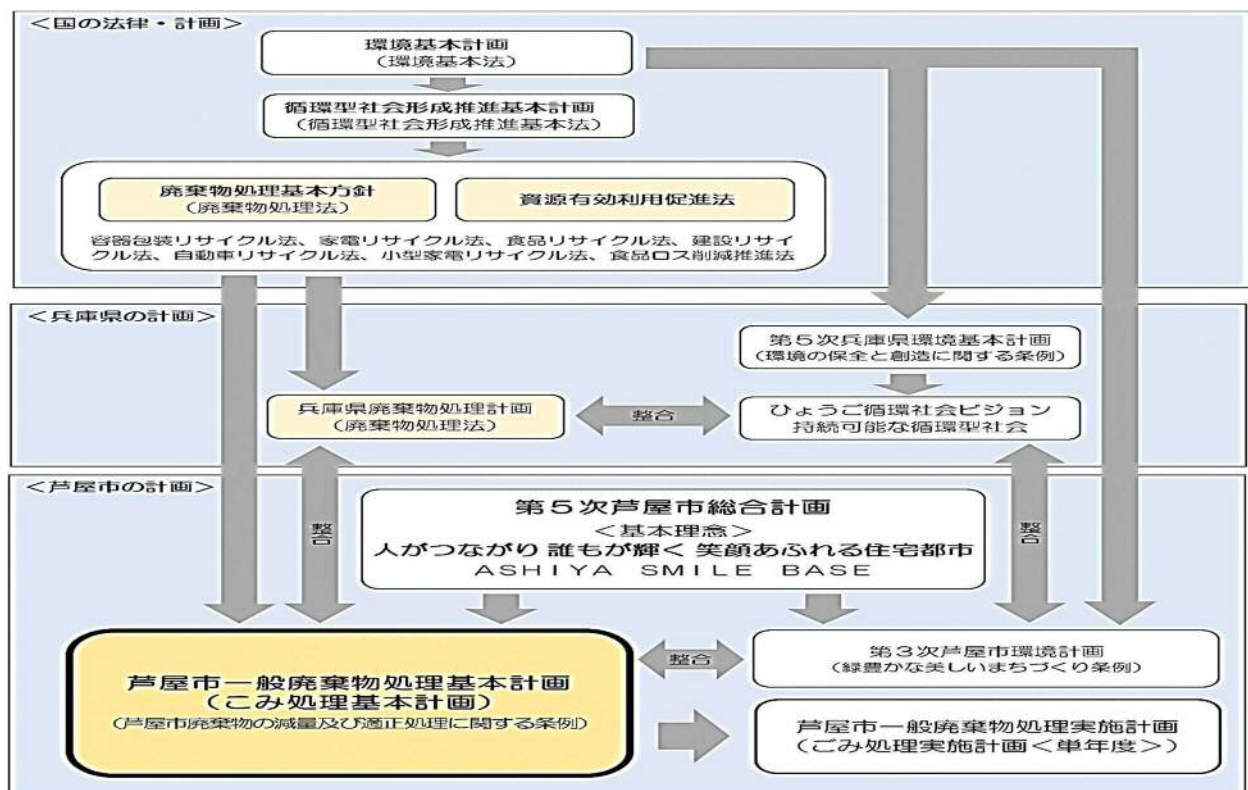
第3章

第4章

第5章

本計画の位置づけ

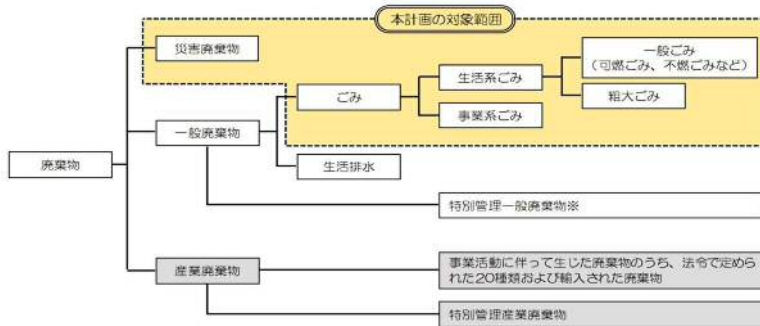
一般廃棄物処理基本計画は各自治体が策定を義務付けられている計画です



本計画の対象物と対象期間

一般廃棄物を対象とし、まずは令和8年度の中間目標をめざします

本計画の対象物



本計画は生活排水を除く一般廃棄物を対象とし、脱炭素社会の挑戦やSDGsの高まり等の社会動向を踏まえ、まずは中間目標年度令和8（2026）年度の目標達成をめざします。

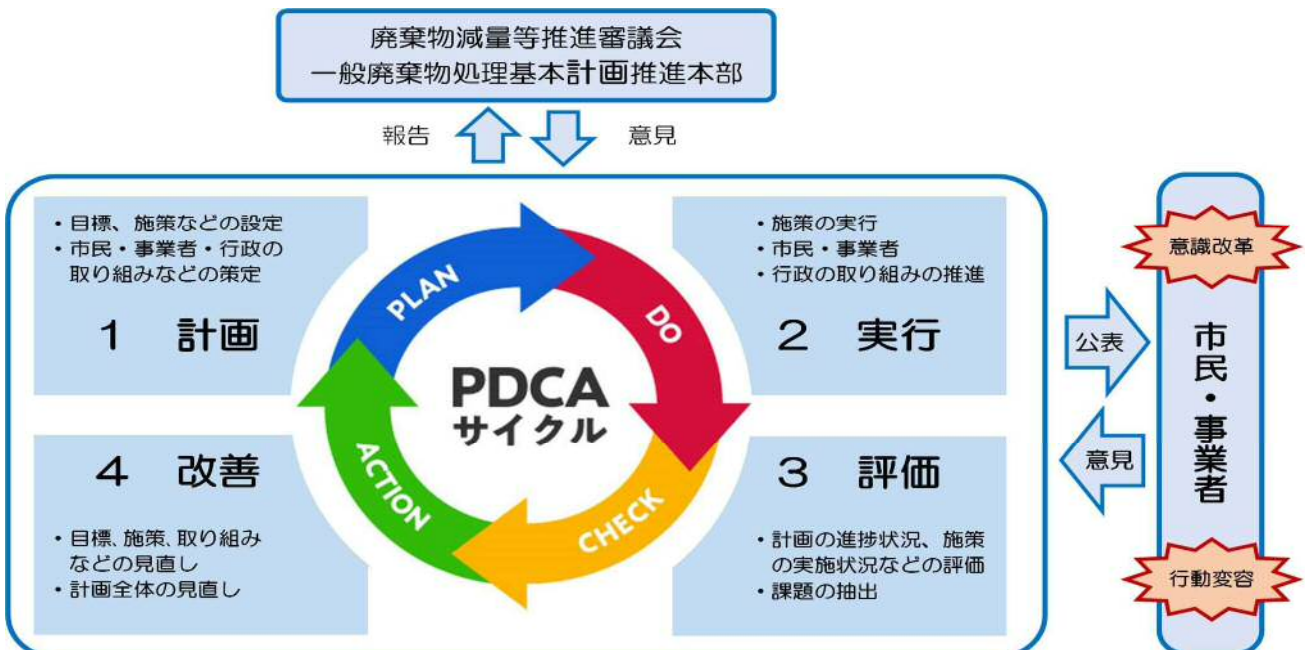
本計画の対象期間

年度	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	
前計画 H29～R8年度	前計画								↓ 高齢化社会の進展、脱炭素社会への挑戦 SDGsの高まり（食品ロス、プラごみ対策）								
本計画 R4～R13年度	過去5年の検証				本計画（見直し）												
									中間目標年度(R8)				最終目標年度(R13)				

本計画の進行管理

PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います

進捗状況に関する点検・評価の結果は、適切な時期に広報「あしや」や本市ホームページなどを活用し、広く市民に公表するとともに、市民の意識改革・行動変容を促します。



第3章 本市のごみ処理の流れと ごみ処理施設

- ・本市にあるごみ処理施設が芦屋市環境処理センターです。
- ・中間処理施設となり、焼却灰は神戸沖に埋め立てています。
- ・年間約30,000tのごみを処理しています。
- ・本市のごみ処理能力、ごみの状況を把握して計画を作る必要があります。



環境処理センターとごみの流れ

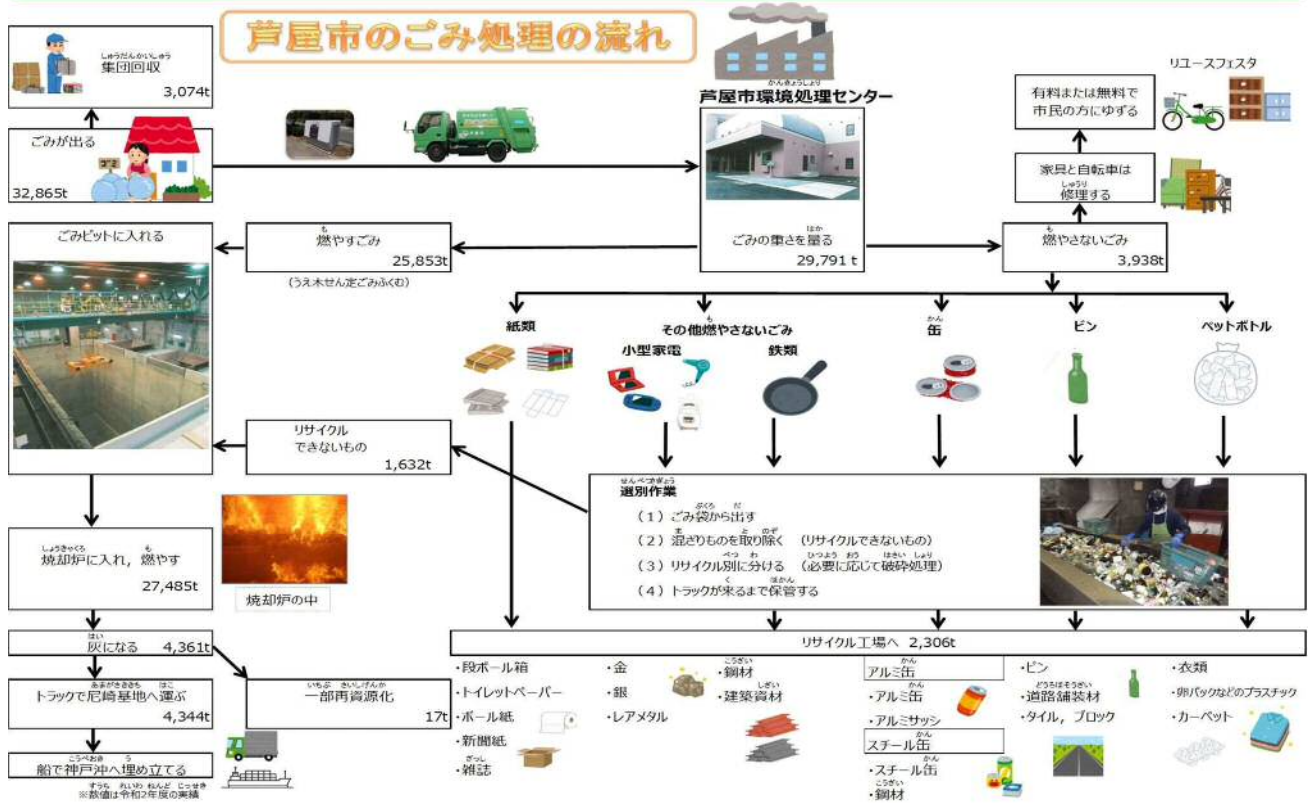
環境処理センターは本市のごみ処理の中核施設です

芦屋市は中間処理施設で、再利用できる資源は再生事業者に売却し、灰は神戸沖の埋立処分場で埋め立てています。



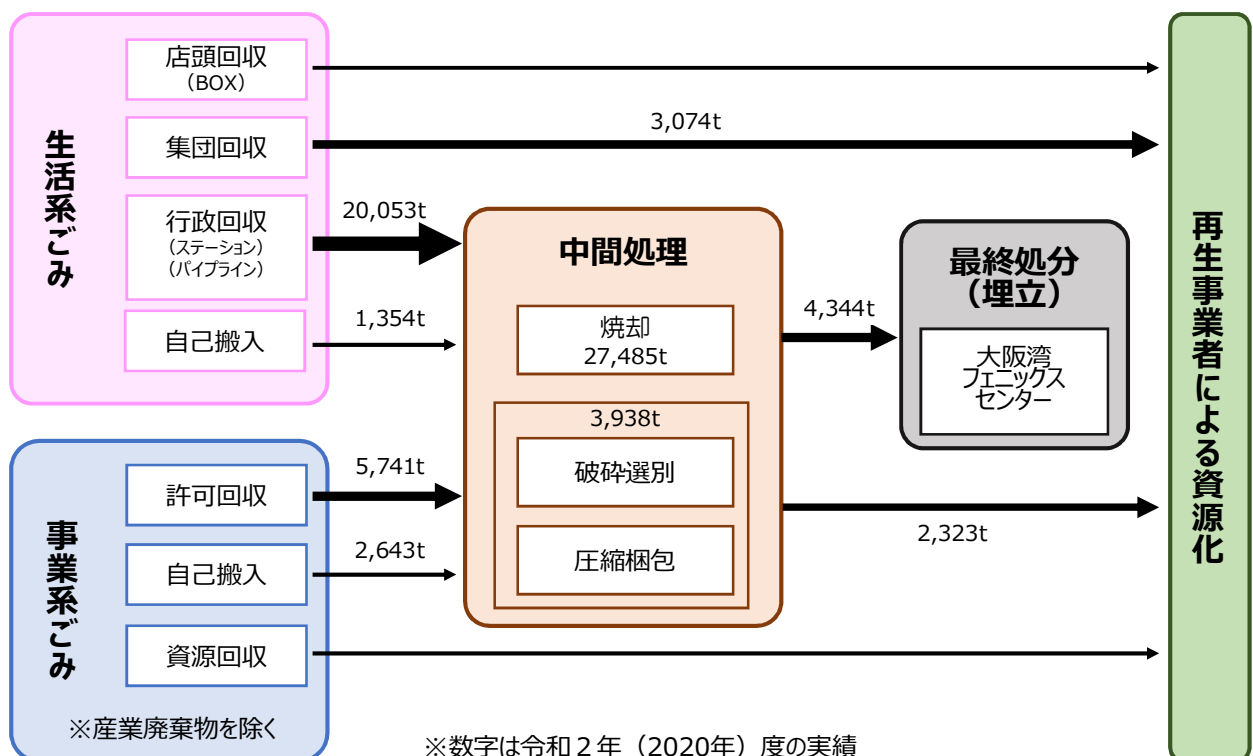
ごみ処理の基本的な流れ①

芦屋市のごみの9割弱が燃やすごみです



ごみ処理の基本的な流れ②

芦屋市のごみの約75%が生活系ごみです



環境処理センターってどんなところ？

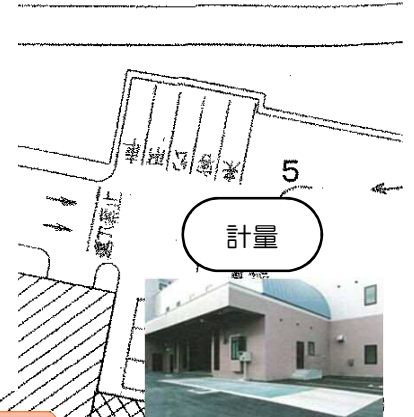
収集事業管理棟，焼却施設，資源化施設，パイプライン施設，リサイクル棟の5つの施設からなる，ごみ処理施設です。

ごみ種	施設	供用開始	経過年数 R3時	
収集	収集事業管理棟	平成4年11月	約29年	
可燃物	焼却施設 (115t/日×2炉)	平成8年3月	約25年	
可燃物	パイプライン棟	平成10年8月	約23年	
不燃物	資源化施設	不燃物処理施設	昭和52年7月	約44年
	ペットボトル減容施設	平成12年7月	約21年	
可燃 不燃物	リサイクル棟	昭和52年7月	約44年	

建て替え対象

建て替え対象

建て替え対象



焼却施設

焼却炉
約1000℃で燃やしています

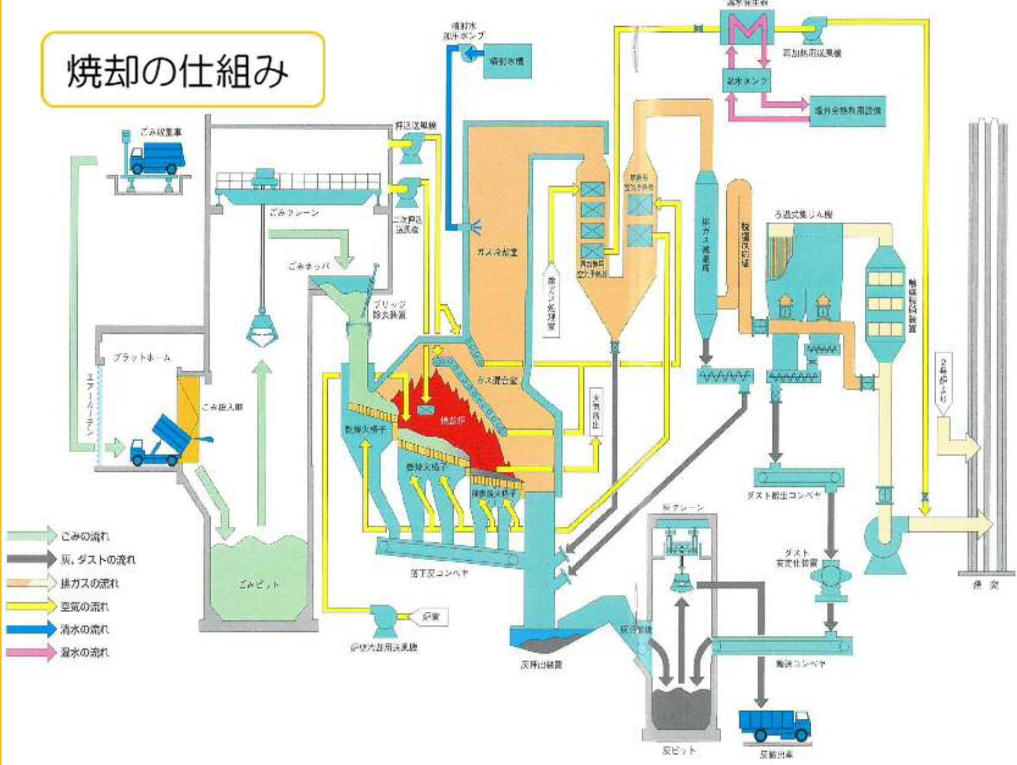


ごみピット

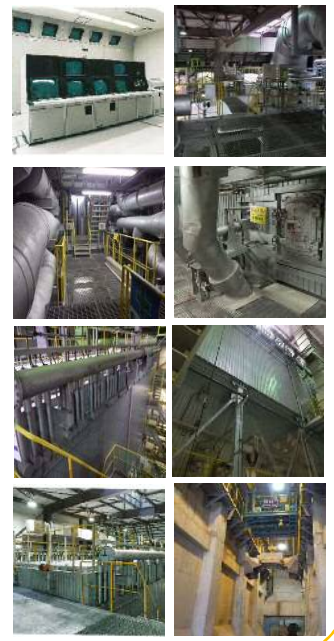


収集事業管理棟

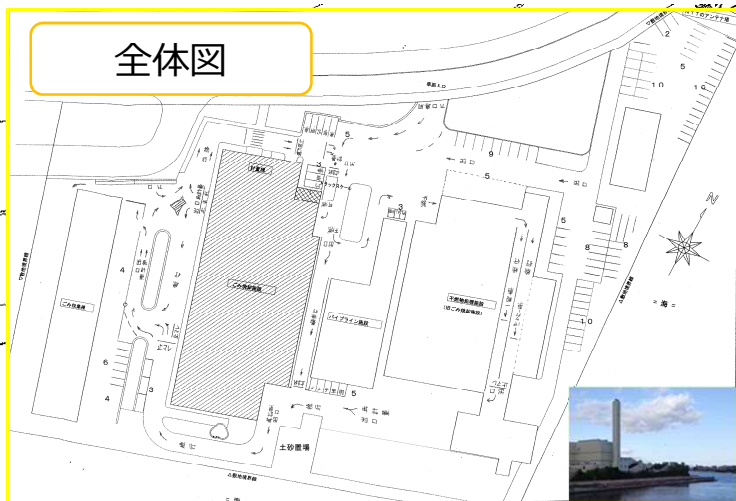
焼却の仕組み



様々な工夫で人体に害のないようにしています。



全体図



地域の方々に数値が分かるようにしています



ごみとして捨てられた自転車や家具類を修理して有効利用します



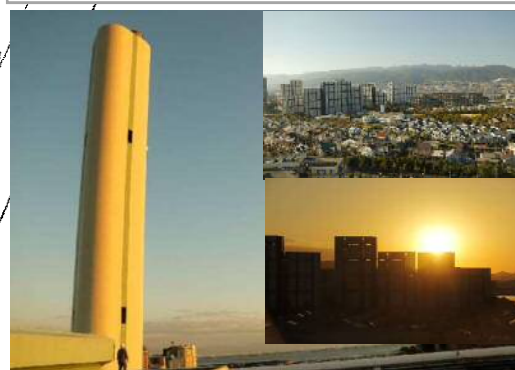
リサイクル棟

資源化施設

燃やさないごみは手処理で仕分けしています



煙突や屋上からの景色
環境処理センターは
街中にあるごみ処理場です



パイプライン施設

町中にある
パイプライン投入口



パイプライン施設の運用期間
(平成30年12月条例化)

芦屋浜区域 令和20年度
南芦屋浜区域 令和32年度
まで利用する

生活系ごみの分別区分

芦屋市は12分別しています

分別区分		収集回数	対象	排出方法/ 排出場所
燃やすごみ		2回/週	生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム・革・衣類、 植木・落ち葉・雑草(多量の場合は植木剪定ごみ)等	袋/ステーション・パイプ ライン(投入口)
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源 1~2回/月 1回/月 1回/月 1回/月	段ボール	紐で縛る/ステーション
			雑誌・チラシ・雑がみ等	
			新聞紙	
			紙パック	
	ペットボトル	2~3回/月	ペットボトルの識別表示マークがあるもの(飲料水、酒、みりん等 のペットボトル)	袋/ステーション
缶	1回/月	スチール缶類、アルミ缶類 (ジュース、お酒、缶詰の缶、お菓子、お茶などの缶、一斗缶までの 大きさの缶類)	袋/ステーション	
ビン	1~2回/月	ジュース、お酒、調味料などのビン ジャム、佃煮など食品品のビン くすり、化粧品などのビン	袋/ステーション	
その他燃やさないごみ		2回/月	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類、刃物類、乾電池、スプ レー缶・卓上ポンペ類 (一番長い辺が30cm未満のもの(傘・蛍光灯は除く。))	袋/ステーション
粗大ごみ		随時 (申込制)	家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等 (50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ)	ごみ処理券(シール)を 貼る/ステーション
一時多量ごみ		随時 (申込制)	引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集
植木剪定ごみ		随時 (申込制)	植木剪定の木、枝、葉っぱ	戸別収集
再生資源 集団回収		随時	段ボール、雑誌・チラシ等、新聞紙、飲料用紙容器(紙パック)、古 着、缶	実施団体が指定する 場所

※「収集回数」はパイプラインによる収集地域以外を対象とします。

※令和3年11月末現在

生活系ごみの収集・運搬体制

区域ごとの収集・運搬体制となっています。

区分\区域		J R以北 区域	J R以南 区域	芦屋浜 区域	南芦屋浜 区域	
燃やすごみ		委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託 (ステーション)	
燃やさないごみ	資源ごみ			紙資源	直営・委託 (ステーション) ※1	直営・委託 (ステーション) ※1
				段ボール		
				雑誌・チラシ等		
				新聞紙		
				紙パック		
ペットボトル	直営 (ステーション)	直営 (ステーション)				
缶						
ビン						
その他燃やさないごみ		直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	
粗大ごみ※2						
一時多量ごみ※2						
植木剪定ごみ※2		直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	直営 (戸別収集)	

※1 芦屋浜区域及び南芦屋浜の一部区域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なるため、表のように記述しています。

※2 予約制

芦屋市の分別状況は？

市民の半数が家庭ごみステーションのマナーが一部守られていないと思っており、その半数が分別の問題と感じています

指定ごみ袋に関するアンケート調査の結果、自分自身が分別できていると考えられている方は非常に多いです。
しかし、約半数の市民が一部の方を含めて家庭ごみステーションのマナーが守られていないと感じており、その半数が分別を問題とされています。
調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月31日
回答数 市民：954件（47.7%）

Q 自分自身が1 2分別の実施ができているか

選択肢	回答割合
出来ている	54.7%
どちらかといえば出来ている	39.6%
どちらかといえば出来ていない	2.5%
出来ていない	1.3%
分からない	0.2%
その他	0.7%
無回答	0.9%

Q 家庭ごみステーションやパイプライン等におけるごみ捨てのルールやマナーが守られているかと守られていない場合はその内容

n=954, SA=954

選択肢	回答割合
きちんと守られている	39.8%
おおむね守られているが一部守られていない	45.4%
あまり守られていない	5.2%
まったく守られていない	0.4%
わからない	5.6%
その他	0.6%
無回答	2.9%

n=954, SA=954

選択肢	回答割合
不燃ごみや資源が、きちんと分別されていない	46.4%
収集日以外の日や、収集が終わった後でごみが出されている	29.6%
袋をネットで覆うなどのルールが守られていない	15.2%
市外やステーション以外の地域に住む人がごみを出している	12.3%
その他	10.2%
無回答	9.4%

分別ができないと焼却停止や灰の埋立て停止等、様々な影響があります。

埋立て基準への影響

灰は神戸沖に埋め立っています。様々な基準が設けられ、基準を満たしていないと、埋立て停止になります。



また、燃えないごみは、形が残ったまま埋め立てられるため、燃えないごみの比率に応じて埋立て停止になります。



作業員の安全への影響

中身が入ったスプレー缶が、パッカー車の中で他のごみと混ざり、引火したことがあります。



また、燃やさないごみの処理の中で爆発する可能性があります。



作業員の安全のためにも、中身をいれたまま捨てることは絶対に禁止です。

排出基準への影響

煙突から出る排ガスも様々な規制があります。

本市では、水銀濃度が排出基準を超え焼却停止になりました。

なお、焼却再開に向けて様々な取組みが必要となり、**水銀対策等で約1億2千万円かかりました。**



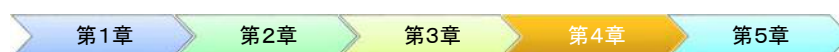
現在の主な水銀対策
・拠点回収
・連続水銀計による水銀濃度測定

分別をきちんとされている方も多いですが・・・実態は・・・



第4章 本市のごみ量の推移と 前計画の振り返り

- ・10年前と比較するとごみの総量は減少していますが、近年は横ばいです。
- ・前計画で立てた中間目標のうち複数項目で目標が達成できていません。
- ・前計画の課題のうち解決できていないものも多く、**新たな取り組みが必要**です。



ごみ排出量の現状（1） ～ごみ排出量の実績～

R2年とH22年を比較すると10%以上ごみ排出量は減少していますが近年は横ばいです。

生活系ごみ、生活系燃やすごみ、事業系ごみ、事業系燃やすごみ、ごみ排出量全体は10年で10%以上減少
生活系燃やさないごみ、事業系燃やさないごみは増加しており、分別が進んでいる。集団回収は大幅な減少

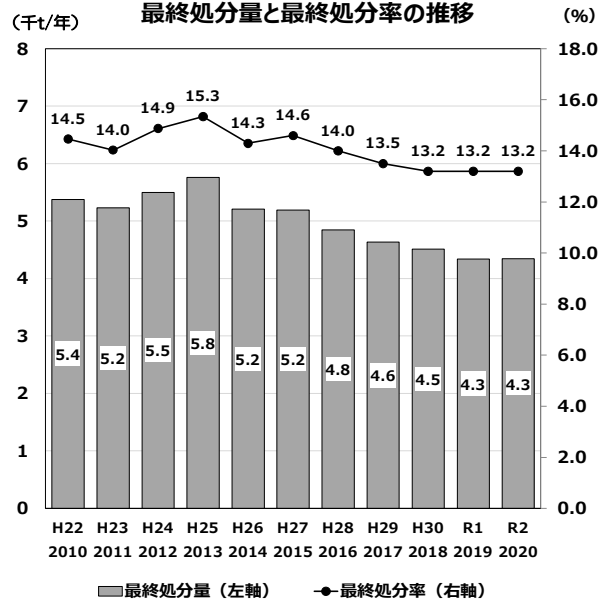
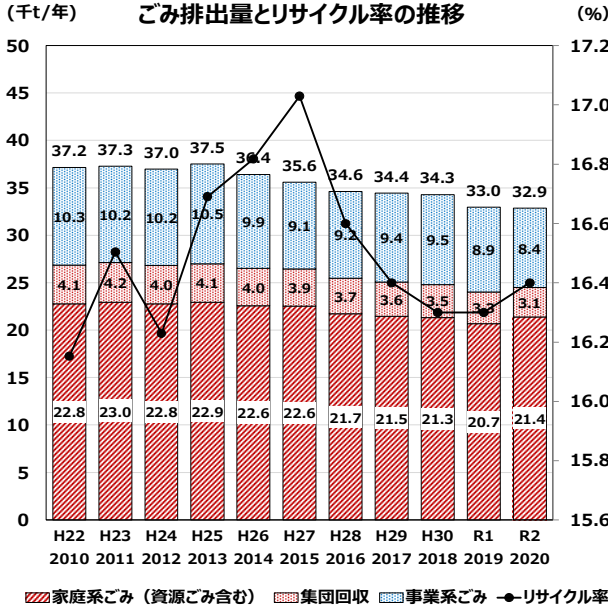
項目	年度	実績										
		H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
生活系ごみ		27,362	27,565	27,281	27,496	26,762	26,327	25,568	25,220	24,974	24,126	24,481
燃やすごみ		19,657	19,735	19,654	19,929	19,473	19,034	18,427	18,243	18,066	17,490	17,710
燃やさないごみ		3,099	3,109	3,107	3,087	2,956	2,972	2,975	2,910	2,924	2,832	3,244
資源ごみ		2,358	2,405	2,411	2,380	2,286	2,297	2,208	2,080	2,033	1,969	2,243
紙資源		1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162	1,090	995	950	907	1,004
ペットボトル		149	138	144	144	141	177	181	182	202	210	234
缶		151	132	150	146	139	135	133	132	131	136	182
ビン		774	826	795	802	769	823	804	771	750	716	823
その他燃やさないごみ		741	704	696	707	670	675	767	830	891	863	1,001
粗大ごみ・一時多量ごみ		507	543	476	407	359	427	427	485	502	472	453
集団回収		4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894	3,739	3,582	3,482	3,332	3,074
事業系ごみ		9,656	9,565	9,563	9,892	9,527	9,078	9,097	9,274	9,364	8,840	8,384
燃やすごみ		9,529	9,463	9,461	9,783	9,412	8,963	8,945	9,091	9,173	8,633	8,143
燃やさないごみ		127	102	102	109	115	115	152	183	191	207	241
ごみ排出量		37,018	37,130	36,844	37,388	36,289	35,405	34,665	34,494	34,338	32,966	32,865

ごみ排出量の現状（２） ～排出量と最終処分量の推移～

ごみ排出量と最終処分量（灰の埋立て量）は減少していましたが近年は横ばいです

ごみ排出量はH25年度から緩やかに減少
リサイクル率はH27年度から減少後やや回復

最終処分量・最終処分率ともに、H25年度をピーク
に減少も近年はほぼ横ばい



※リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (計画収集量 + 集団回収量)

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量

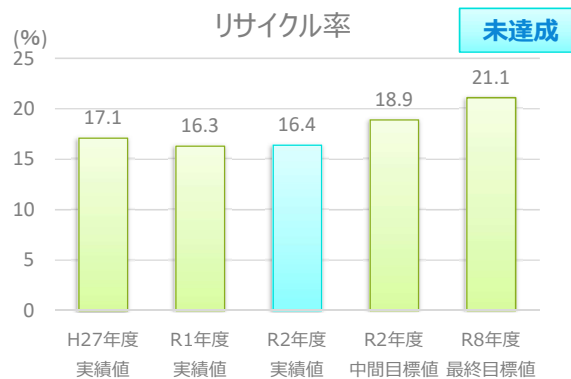
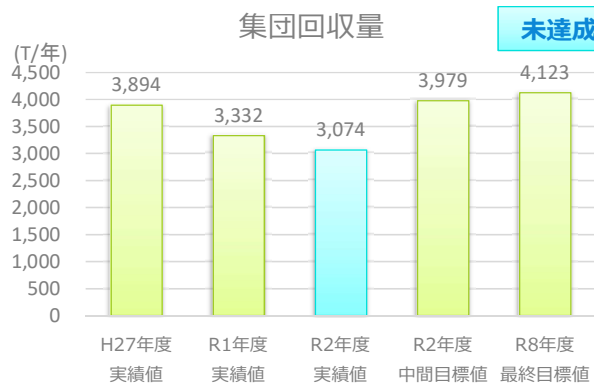
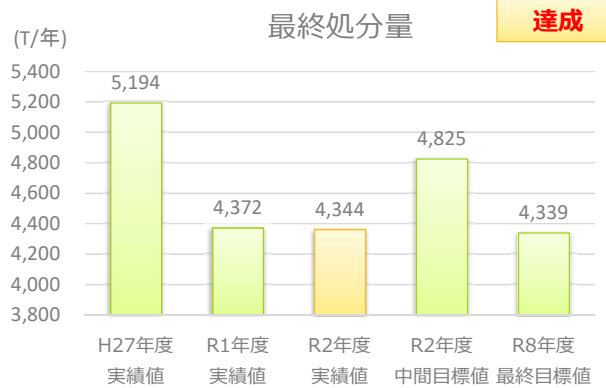
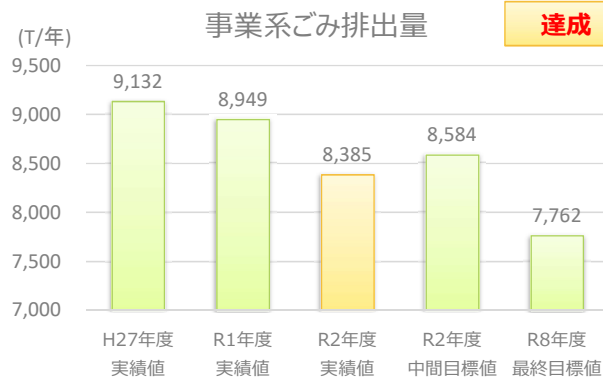
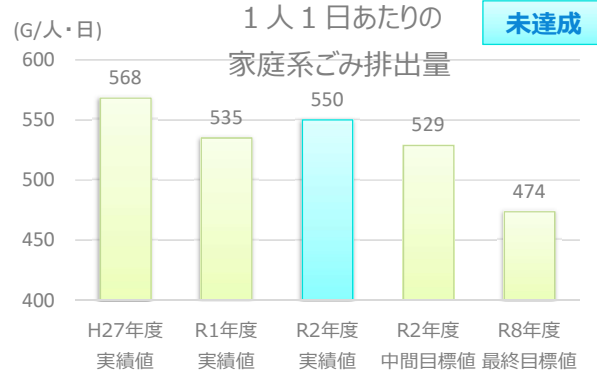
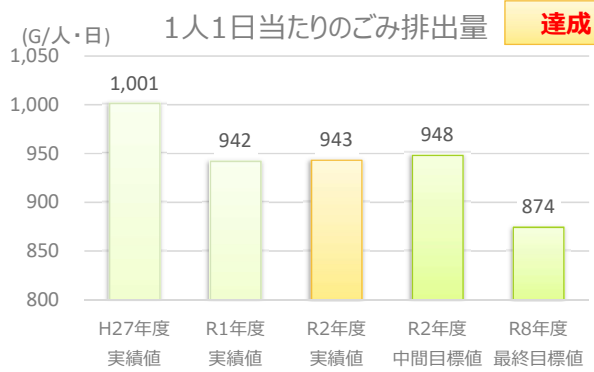
前計画の取組状況と今後の課題

ごみ排出量は着実に減少していますが、課題も少なくありません

取組	取組状況	今後の課題
家庭系燃やすごみ排出量の削減	近年着実に減少、減少率は全国平均や県平均より大きい。令和2年度は中間目標未達だが、コロナ禍の影響で評価は困難。	・紙ごみの削減 ・プラスチックごみの分別検討
資源化の促進	全国や県のリサイクル率が下がる中、本市は維持し続けている。集団回収量が低下しているため、目標達成は困難。	・紙ごみの資源化促進 ・集団回収登録団体の増加
最終処分量の削減	焼却灰を16%削減し、中間目標を達成したが、一人あたりの処分量が県内でも多く、さらなる削減が必要である。	・ごみの減量化推進 ・ごみの再生利用の促進
事業系排出者責任の徹底	パイプラインを利用している事業者は減少しているが、アンケートでは約15%が家庭ごみステーションを利用中と回答。	・排出者責任の啓発・指導
事業系燃やすごみ排出量の削減	排出量は減っているがコロナ禍の影響あり参考値。分別の徹底が必要である。	・分別の促進
中間処理施設の整備	西宮市との広域化協議を実施（成29年4月～令和3年1月、延べ12回）。広域化は見送りとなり、単独整備計画を急ぐ。	・新施設整備計画の推進
プラスチック製容器包装の分別検討	施設整備に影響があるため、西宮市との広域化協議と並行して検討継続。新施設の単独整備と併せて具体化が急がれる。	・新施設整備に併せた検討
安定したごみ処理	排ガス中の水銀濃度の規制値を超え焼却炉が停止した。埋立て基準を満たすことができず灰の搬出ができなかった。	・ごみ出しルールの啓発・徹底 ・新施設整備に併せた計画推進
ごみに関する情報提供	ごみハンドブックの改訂、事業系ごみハンドブックの新規作成を実施。収集カレンダーも啓発型に改訂した。	・新たな啓発方法の検討 ・市民・事業者の求める情報提供
家庭ごみステーションのごみ出しルールの徹底	ごみ出しルールが守られているとのアンケート回答が前回より悪化。半数近くの人が守られていないと感じており対策が必要。	・ごみ出しルールの啓発・徹底

前計画の中間目標の達成状況

6つの項目のうち半数で達成しています。しかしリサイクルを中心に半数が未達成です。



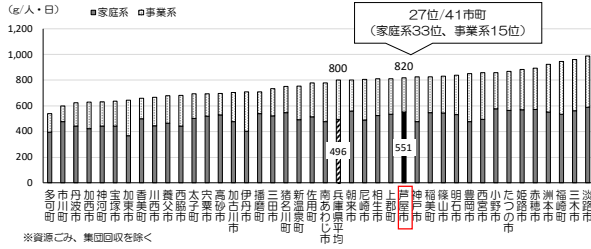
項目	単位	H27年度 実績値	R2年度 実績値	R2年度 中間目標	中間目標 達成状況	R8年度 最終目標
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,001	943	948	○	874
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/人・日	568	550	529	×	474
事業系ごみ排出量	t/年	9,132	8,385	8,584	○	7,762
集団回収量	t/年	3,894	3,074	3,979	×	4,123
リサイクル率	%	17.1	16.4	18.9	×	21.1
最終処分量	t/年	5,194	4,344	4,825	○	4,339

兵庫県内比較（平成30年度）

各項目で平均より良い項目、悪い項目が混在しています。

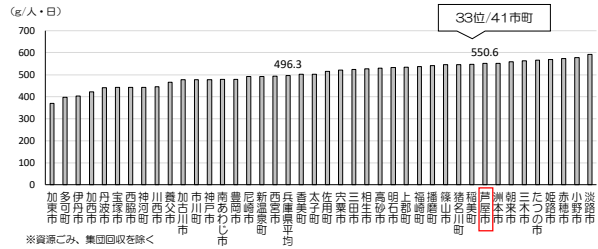
1人1日当たりのごみ排出量

平均より多い



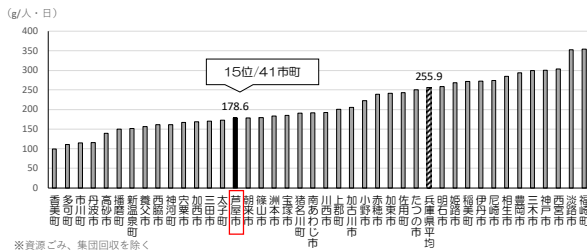
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平均より多い



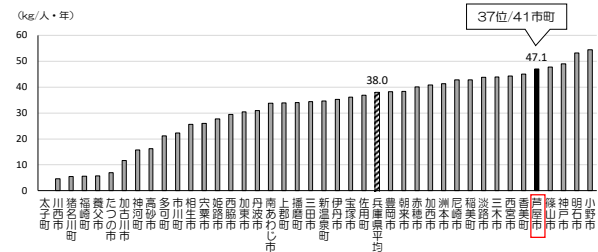
1人1日当たりの事業系ごみ排出量

比較的少ない方である



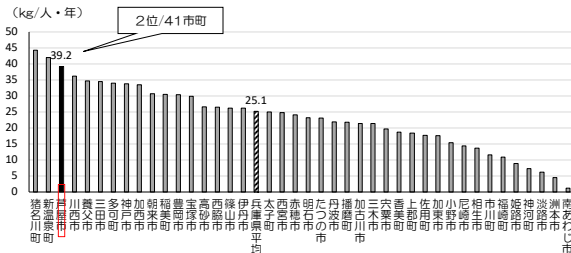
1人当たりの年間最終処分量

平均より非常に多い



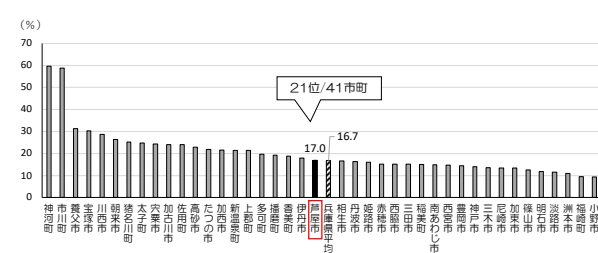
1人当たりの年間集団回収量

兵庫県トップレベルである



リサイクル率

兵庫県平均レベルである



参考

人口5万人以上の518自治体のうち、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）が少ないベスト20、リサイクル率が高いベスト20は右表のとおりです。

1人1日あたり家庭系ごみ排出量ベスト20（人口5万人以上）

順位	都道府県名	市町村名	人口(人)	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)
1	新潟県	長岡市	269,338	309.2
2	沖縄県	名護市	63,340	310.5
3	長野県	塩尻市	67,207	338.6
4	新潟県	上越市	191,563	339.4
5	大阪府	大阪市	2,727,458	348.7
6	京都府	京都市	1,466,264	352.2
7	大阪府	守口市	143,858	356.0
8	神奈川県	鎌倉市	172,262	357.7
9	香川県	三豊市	65,370	358.2
10	大分県	日田市	65,015	362.1
11	東京都	西東京市	204,658	364.5
12	東京都	三鷹市	188,432	365.8
13	東京都	府中市	260,757	366.3
14	東京都	国分寺市	124,962	368.2
15	東京都	小金井市	122,270	369.4
16	東京都	立川市	184,148	371.4
17	広島県	広島市	1,195,960	372.4
18	北海道	恵庭市	70,009	372.7
19	岐阜県	瑞穂市	55,827	375.4
20	東京都	調布市	236,880	378.0
288	兵庫県	芦屋市	95,608	534.9

※資源ごみを除く生活系ごみ

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度実績、環境省）

リサイクル率ベスト20（人口5万人以上）

順位	都道府県名	市町村名	人口(人)	リサイクル率(%)
1	埼玉県	日高市	55,731	99.7
2	香川県	三豊市	65,370	62.1
3	熊本県	荒尾市	52,322	59.2
4	福岡県	大牟田市	113,880	55.9
5	東京都	小金井市	122,270	54.4
6	茨城県	神栖市	95,437	54.4
7	茨城県	鹿嶋市	67,815	54.3
8	神奈川県	鎌倉市	172,262	52.6
9	東京都	国分寺市	124,962	50.6
10	神奈川県	逗子市	59,492	47.5
11	岡山県	倉敷市	482,308	46.0
12	広島県	福山市	468,812	43.3
13	東京都	調布市	236,880	42.4
14	東京都	東村山市	151,024	42.1
15	東京都	立川市	184,148	41.9
16	東京都	西東京市	204,658	41.2
17	山口県	岩国市	133,815	40.4
18	東京都	東久留米市	116,952	39.5
19	東京都	府中市	260,757	39.4
20	山口県	下関市	261,403	39.3
316	兵庫県	芦屋市	95,608	16.3

※リサイクル率 = (資源ごみ+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100

第5章 計画の見直しと 未来に向けた取組み

- ・現状のままでは前計画で立てた目標の達成が困難なため、計画の見直しを行います。
- ・計画の見直しにあたっては、計画策定の背景もふまえ、単なるごみ処理にとどまらない、持続可能な社会実現に向けた取組みとなるようにします。
- ・1人でも多くの方にごみ処理のことを自分ごととして捉える取組みとなるようにします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

前計画からの見直し

基本理念はそのままに、前計画を見直し目標達成を目指します。

目的の強化

- 基本理念はそのままに、1人でも多くの市民・事業者がごみを自分ごとと捉えることを強化します。

計画の背景の取入れ

- 単なるごみ処理にとどまらない持続可能な社会実現に向けた取組とします。

目標値の見直し

- 前計画の最終年度の数値（令和8年度目標値）を基準に、実態に応じ見直します。

施策の立て直し

- 個々の施策には目標値を設定せずに、5つの基本方針をたて柔軟に取組みます。

重点取組の実施

- 5つの基本方針に沿った取組みのうち3つの取組みを重点的に取組みます。



新計画の基本方針の体系

課題を解消し持続可能な循環型社会を目指すため、5つの基本方針をたてます。



基本施策とSDGsとの関連

単なるごみ処理にとどまらない持続可能な社会実現に向けた取組みとします。

本計画に関連するSDGs目標			基本方針				
			1	2	3	4	5
	目標 2	飢餓をゼロに ・貧困層や乳幼児への食糧提供 ・あらゆる形態の栄養不良を解消	○		○		
	目標 3	すべての人に健康と福祉を ・感染症の根絶に向けた対策の推進 ・有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染防止			○	○	
	目標 4	質の高い教育をみんなに ・持続可能な開発のための教育の推進 ・そのために必要な知識とスキルの確実な習得	○		○		○
	目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに ・再生可能エネルギーの割合を大幅増加 ・エネルギー効率の改善率を倍増			○		
	目標 9	産業と技術革新の基盤をつくる ・資源利用効率の向上とクリーンで環境に配慮した技術 ・産業プロセスの導入			○		
	目標 11	住み続けられるまちづくりを ・大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意する			○	○	
	目標 12	つくる責任 つかう責任 ・一人あたり食品廃棄物の半減、食品ロスの削減 ・3 Rによる廃棄物の大幅削減	○	○	○	○	○
	目標 13	気候変動に具体的な対策を ・気候関連の災害に対する適応力の強化 ・気候変動の緩和策と適応策の推進	○	○	○	○	
	目標 14	海の豊かさを守ろう ・陸上活動からの汚染による、あらゆる種類の海洋汚染の防止と大幅削減	○				
	目標 15	陸の豊かさを守ろう ・森林減少を止め、劣化した森林を回復させる ・世界全体で新規植林と再植林を大幅に増やす		○			
	目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう ・公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励と推進	○	○	○	○	○

新計画の目標値

前計画と比較しリサイクル率は下方修正。最終処分量は上方修正します。

指 標	基準値 令和 2 年度 (2020年度)	前計画 で立てた目標値 令和 8 年度 (2026年度)	本計画 見直し後の目標値 令和 8 年度 (2026年度)
1人1日あたりのごみ排出量(*1)	943 g/人・日	874.4g/人・日	874.4g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(*2)	550 g/人・日	473.5g/人・日	473.5g/人・日
事業系ごみ排出量	8,384 t/年	7,762 t/年	7,762 t/年
集団回収量(*3)	3,074 t/年	4,123 t /年	—
リサイクル率(*4)	16.4 %	21.1 %	20.2 %
最終処分量	4,344 t/年	4,339t/年	3,726 t /年

*1) 1人1日あたりごみ排出量 = (ごみ総排出量) × 1,000,000 ÷ 総人口 ÷ 年間日数

*2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は資源ごみ・集団回収を除く

*3) 集団回収量については、新聞・雑誌の減少幅が大きいため今後はリサイクル率と含めて目標とします。

*4) リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ (計画収集量 + 集団回収量)

重点目標と重点取組

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率を重点的な目標とし、県、国の目標値を目指します。

指 標	基準値 令和 2 年度 (2020年度)	見直し後 の目標値 令和 8 年度 (2026年度)	(参考) 兵庫県の目標値 令和 7 年度 (2025年度)	(参考) 国の目標値 令和 7 年度 (2025年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	550 g/人・日	473.5g/人・日	463.0 g/人・日	440.0 g/人・日
リサイクル率	16.4 %	20.2 %	22.0%	27.0%

目標の達成のために特に3つの重点取組をすすめます。

重点取組	基本方針	内容
指定ごみ袋の導入	1	指定ごみ袋を導入し、市民1人ひとりの環境意識の醸成を目指します。
紙ごみの資源化	1	芦屋市の燃やすごみで1番割合が高い紙ごみを分別し、資源化につなげます。
リサイクルの推進	2, 3	市内店舗の協力を得ながら、市民が資源化しやすい環境をつくります。

重点取組以外の3R取組は、毎年度策定の実施計画の中で取り組んでいきます。

目標値の推移

毎年進捗管理しながら，まずは令和8年度の目標値の達成を目指します。

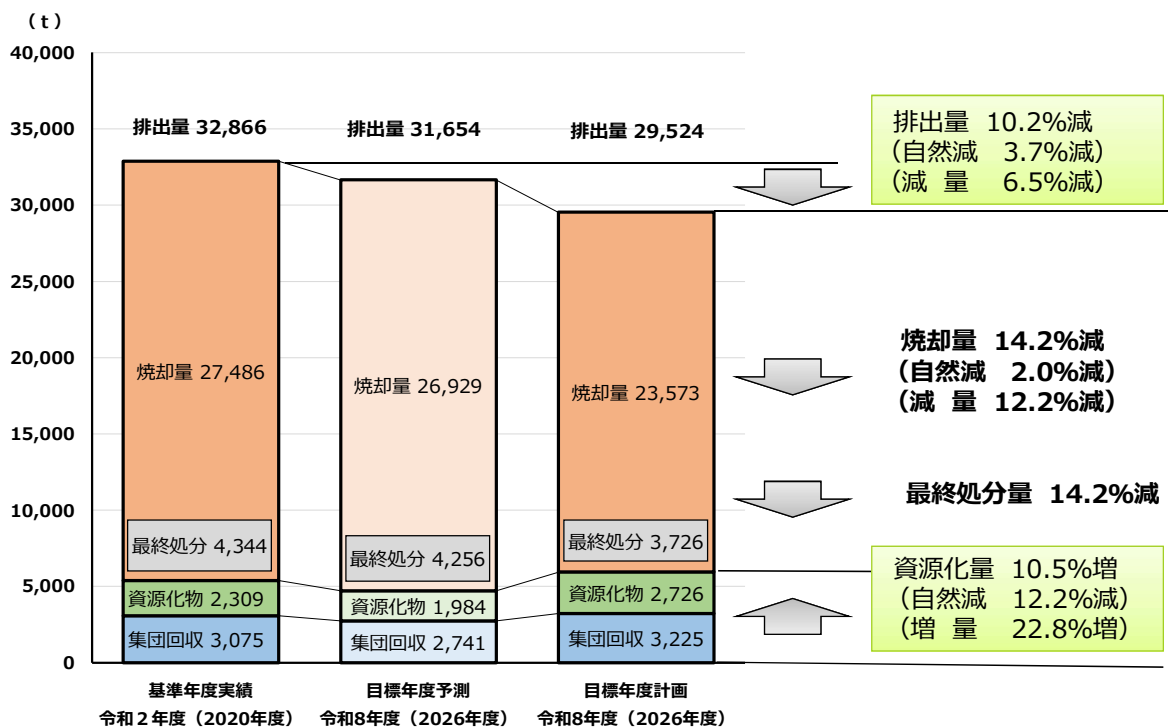
項目	単位	実績値	実績値	推計値	目標値				
	年度	H27	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1人1日当たりのごみ排出量*1	g/人・日	1,001.2	943.1	941.2	952.4	919.5	886.1	880.2	874.4
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量*2	g/人・日	568	549.9	548.2	540.8	515.2	489.1	481.4	473.5
事業系ごみ排出量	t/年	9,132	8,384	8,648	8,905	8,447	7,995	7,875	7,762
リサイクル率	-	17.1%	16.4%	15.4%	16.2%	17.3%	18.6%	19.4%	20.2%
最終処分量	t/年	5,194	4,344	4,380	4,345	4,107	3,874	3,799	3,726
【参考1】資源化量 (資源化物+集団回収)	t/年	6,059	5,384	5,026	5,310	5,453	5,609	5,781	5,951
【参考2】1人1日あたりの資源化量	g/人・日	171	155	145	154	160	165	171	176

*1) 1人1日当たりのごみ排出量 = (ごみ総排出量) × 1,000,000 ÷ 総人口 ÷ 年間日数

*2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は資源ごみ・集団回収を除く

目標値達成によるごみの排出総量

本計画では、排出量の10.2%減、資源化量の10.5%増を目指します。



一人ひとりの日常における環境意識の醸成を目指し、指定ごみ袋の導入を目指します

重点項目

市民アンケートでいただいたご意見を参考に、令和5年10月からの本格導入を目指し検討を進めています。

項目	検討中の家庭系指定ごみ袋仕様（案）
タイプ	芦屋市専用指定ごみ袋
厚さ	0.025mm 厚くて破れにくい袋を想定しています。 （参考 神戸市・西宮市 燃やすごみ用指定ごみ袋0.02mm）
価格	市場価格。有料化（芦屋市の収入を含めること）はしません。
種類	1種類（サイズは複数用意） 形は取っ手付き
環境対策	CO2 排出抑制の工夫
対象	燃やすごみ・その他燃やさないごみ 今後の分別状況によっては対象を増やす場合があります。
その他	瓶、缶、ペットボトルは紙袋、段ボールでは捨てることができなくなります。 事業者のごみ、持込みごみは中身が見える透明・半透明の袋のみ可とします。

デザインは今後検討します。街の景観を意識した指定ごみ袋にします。



スケジュール（案）

令和4年6月
条例案提出

令和5年4月
試行開始

令和5年10月
本格実施

関連する
SDGs目標



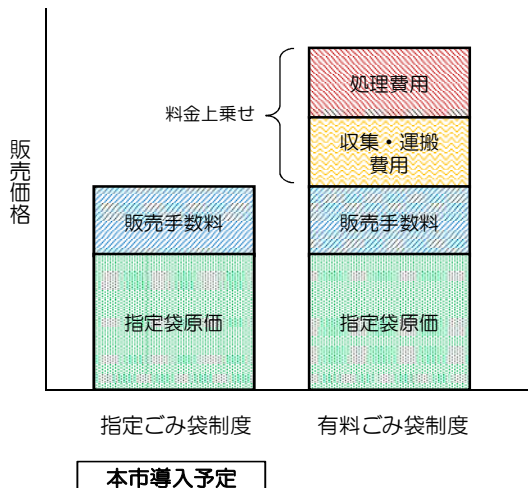
指定ごみ袋ってそもそも何ですか？

自治体のごみを捨てることのできるごみ袋を指定することです

指定ごみ袋を導入すると可視化による意識の変化等により、ごみの分別の促進、減量、ごみ捨てマナーの向上の効果がみられます。色だけを指定する色指定、市独自のごみ袋をする単純指定ごみ袋、ごみ処理料金を上乗せした有料指定ごみ袋の3種類あります。

指定ごみ袋にすると値段が高くなるの？

本市はごみ処理料金を上乗せしませんので、ごみ袋が販売されても料金は芦屋市には入りません。



指定ごみ袋制度は自治体によって違うの？

指定ごみ袋の種類、対象品目、指定ごみ袋の数等自治体ごとに異なります。

兵庫県下の燃やすごみ袋導入状況（令和3年6月末現在）

種類	該当市町	市町数
色指定ごみ袋	明石市、伊丹市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、播磨町	8市町
単純（〇〇市町）指定ごみ袋	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市（令和4年4月～）、加古川市（令和3年6月～）、三木市、三田市、たつの市、稲美町、市川町、福崎町、神河町、太子町	13市町
有料（料金上乗せ）指定ごみ袋	洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	18市町
指定なし	芦屋市、猪名川町	2市町

指定ごみ袋って効果はあるのですか？

燃やすごみの減量だけでなく、分別意識、減量意識、マナー意識の向上もみられます

指定ごみ袋を導入している他市（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県の同規模自治体）に取得したアンケートでは、燃やすごみの減量効果だけでなく、様々な効果がみられます。

自治体名	指定ごみ袋導入年度	人口規模	燃やすごみの量	市民意識の向上		
			削減率	減量	分別	ごみ捨てマナー
兵庫県A市	平成14年度	40万人～50万人	11.00%	改善した	改善した	分からない
大阪府B市	平成16年度	40万人～50万人	11.40%	改善した	分からない	分からない
兵庫県C市	平成27年度	10万人以下	7.50%	改善した	改善した	改善した
大阪府D市	平成18年度	10万人～20万人	12.90%	改善した	改善した	分からない
兵庫県E市	平成18年度	10万人以下	23.90%	分からない	分からない	分からない
兵庫県F市	平成19年度	10万人以下	27.90%	分からない	改善した	改善した
兵庫県G市	平成20年度	10万人以下	11.60%	わずかに改善	大きく改善した	改善した
大阪府H市	平成22年度	10万人～20万人	15.40%	大きく改善した	全く改善しなかった	改善した

赤字は有料化指定ごみ袋の自治体

指定ごみ袋導入に関するアンケート結果

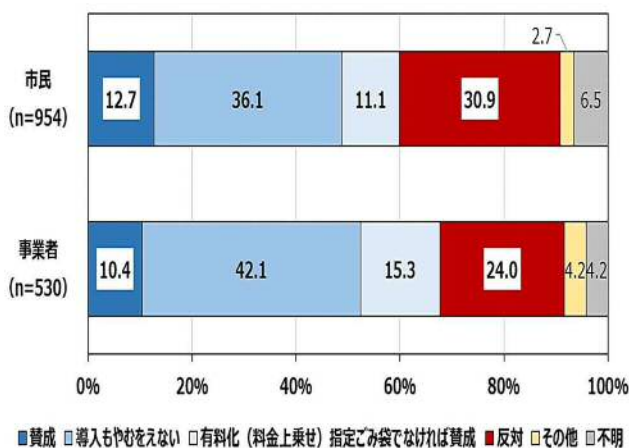
指定ごみ袋導入に賛同する市民は約60%、事業者は約68%です

指定ごみ袋に関するアンケート調査の結果、指定ごみ袋制度の導入に賛同の回答は、市民の約60%、事業者の約68%でした。（「導入もやむを得ない」「有料化でなければ賛成」を含む。）

調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月31日

回答数 市民：954件（47.7%）、事業者：530件（26.5%）

指定袋制の導入に関するアンケート調査結果



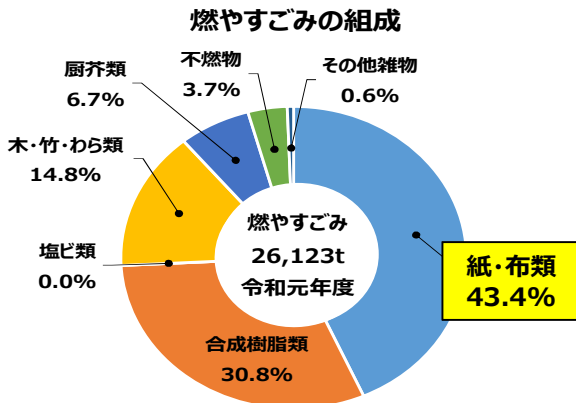
主な反対意見	対策
ごみ袋が透明になると個人情報等が気になる	袋にデザインをいれたり、少し着色原料をいれます。また、運用では内袋の使用を認めます。
ごみ袋にかかる費用が高くなる気がする	ごみ処理料金を上乗せした有料化は行いません。
指定ごみ袋を売っている店が限られ購入が手間になる	ごみ袋の種類は1種類のみになります。市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等に依頼します。

施策の具体例（2） ～紙ごみの資源化～

基本方針 1

燃やすごみに大量に含まれる紙ごみの資源化に取り組みます

重点項目



紙のリサイクルは、資源の有効利用になり、森林資源の持続可能な利用に貢献します。また、廃棄物として処理される紙の量を削減し、廃棄物減量化に貢献します。



関連するSDGs目標



施策の具体例（3） ～リサイクルの推進～

基本方針 2

基本方針 3

市内で資源を回収できる店舗のリスト化や集団回収登録団体の増加に取り組めます

重点項目

民間事業者との連携

●市内店舗のリストアップ

本市の事業者で、市民の方が、事業所に無料で持ち込み（回収）できる（されている）品目がある事業者をリストアップします。

選択枝	件数	選択枝	件数
アルミ缶	44	紙パック	20
スチール缶	30	白色トレイ	10
びん	36	携帯電話	7
ペットボトル	48	ボタン電池	24
段ボール	42	リチウム電池	19
雑誌・チラシ・雑がみ等	35	その他	12
新聞紙	35	無回答	438

指定ごみ袋に関する事業所アンケート調査
調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月31日
回答数 事業者：530件（26.5%）

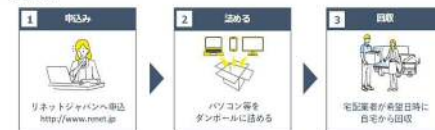
関連するSDGs目標



●既存提携先等との連携強化

既存提携先との連携についても、市民への周知に努め、よりリサイクル率の向上を目指します。また、必要に応じて新たな提携先との連携を目指します。例 リネットジャパンリサイクル(株)

【回収手順】



集団回収登録団体の増加

- 既存自治会の活動例の紹介
- マンション設立時の集団回収制度の啓発
- 現実実施団体のうち希望団体の市民への周知 等

対象となる資源ごみ

- 段ボール
- 新聞、チラシ等
- 新聞紙
- 飲料用紙容器（紙パック）
- 紙類
- 白



（参考）再生資源集団回収制度

地域団体等が主体となり、資源ごみを回収する場合に、市から団体に対して報奨金を交付する制度

集団回収の活性化

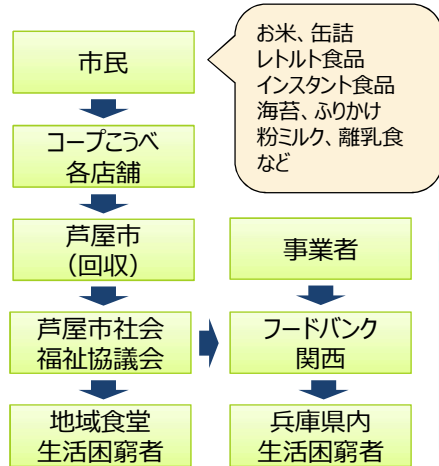
施策の具体例（４）～フードドライブ活動の拡充～

基本方針 2

基本方針 3

民間事業者との協働で、フードドライブ活動を啓発・拡充します

本市では、食品ロス削減のため、フードドライブ活動を展開しています。今後も芦屋市社会福祉協議会、生活協同組合コープこうべ等と連携し、市民への周知啓発に努め、フードドライブ活動の拡充を図ります。



お米、缶詰
レトルト食品
インスタント食品
海苔、ふりかけ
粉ミルク、離乳食
など



フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動です。



施策の具体例（５）～排出者責任の徹底～

基本方針 4

家庭ごみステーションを利用している事業者ゼロを目指します

アンケートによると、約15%の事業者が家庭ごみステーションを利用しています。事業者のごみ袋を透明・半透明のみとし、家庭ごみステーション、パイプラインを利用する事業者への啓発を強化し、許可業者の利用を促します。

燃やすごみの捨て方について

選択肢	回答割合
貴事業所で芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託	46.0%
ビル等の管理会社等が市の一般破棄物収集運搬許可業者に委託	13.8%
貴事業所自身で芦屋市環境処理センターに持ち込み	6.6%
近くの家庭ごみステーションに捨てている	15.1%
自宅等に持ち帰り、家庭ごみとして捨てている	7.2%
燃やすごみが発生しない	5.8%
その他	3.6%
無回答	1.9%

指定ごみ袋に関する事業所アンケート調査
調査期間 令和3年2月15日～令和3年3月31日
回答数 事業者：530件（26.5%）

n=530、SA=530



事業者への啓発



より見やすく、分かりやすい形で改定します。

指定ごみ袋導入により、家庭ごみステーションを利用している事業者が判明しやすくなります。

また、事業者のごみ袋も見える化し、分別を推進も行います。



施策の具体例（6）～新施設整備計画の推進～

基本方針 5

施設の老朽化が進んでおり、本計画の期間内に新施設の建設計画を策定します

重要課題

1 施設整備の背景

- 各施設は老朽化が進んでおり、将来にわたってごみの適正・安定処理を継続していくために、新たなごみ処理施設の整備に取り組む必要があります。

2 対象施設

- 焼却施設
- 資源化施設

3 施設整備

- 地域に新たな多面的価値を創出する施設として整備します。
 - 温水利用や発電などのエネルギー利活用事業
 - リサイクル等に関する環境学習拠点・地域コミュニティ化事業・（防災備蓄など）災害時の防災対応

4 今後について

- 施設整備基本構想をもとに、詳細な施設整備基本計画を策定していきます。

建設予定地



令和15年頃の完成を目指しています。

関連するSDGs目標



QRコード

施策の具体例（7）～プラスチックの分別検討～

基本方針 5

国の動向を勘案しながら、新施設整備に併せてプラスチックの分別を検討します

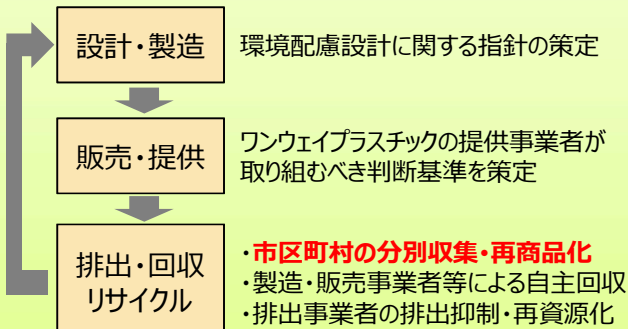
重要課題

「プラスチック資源循環促進法」の概要

<背景>

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。

<措置事項>



容器包装プラスチックに加え、プラスチック使用製品廃棄物も分別回収の対象へ

容器包装プラスチックとプラスチック使用製品廃棄物を同時に処理できる民間事業者の存在が不透明

同時収集の可否、同時処理の可否により、収集方式、処理方式、施設設備が異なる

国の動向、施設整備に併せて、本計画期間に検討

関連するSDGs目標



パイプライン収集に替わる代替収集方法等について市民と行政との協働で検討を進めます

パイプライン施設の運用期間 平成30年12月条例化

地域	期限
芦屋浜区域	令和20年度
南芦屋浜区域	令和32年度

パイプライン収集口



住民参加のパイプライン

平成30年12月にパイプライン施設の運用期間を定める条例で運用年限が決まる。その後のパイプライン収集に替わる代替収集方法等について、『市民と行政』が一緒になって、協働で検討を進めていきます。

ゴミパイプライン協議会の開催

市と地域の自治会や管理組合等の集まりであるゴミ収集パイプライン利用者の会が、定期的に開催し、運転状況の確認、トラブル削減対策、代替収集方法等を話し合っています。



関連するSDGs目標



芦屋市のごみ処理に係るお金ってどれくらい？

年間で1人約1万6千円ごみ処理経費がかかっています

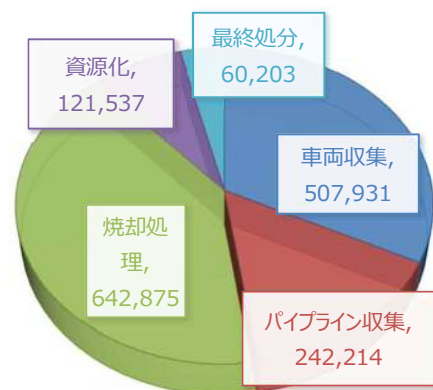
ごみ処理総合経費の推移（年度別）

原価要素\年度	H28	H29	H30	R1	R2
年間経費（千円）	1,585,395	1,484,935	1,466,268	1,554,149	1,574,761
ごみ排出量（トン）	34,663	34,493	34,337	32,967	32,865
1トン当たり原価（円）	45,737	43,050	42,702	47,142	47,916
一人当たり原価（円）	16,481	15,436	15,270	16,255	16,493
一世帯当たり原価（円）	35,838	33,350	32,829	34,779	34,990
人口（人）	96,191	96,196	96,017	95,608	95,475
世帯	44,237	44,525	44,663	44,686	45,005

※人口、世帯数は10月1日の値

ごみに係るお金の内訳

例 令和2年度の処理経費（千円）
計 1,574,761千円



ごみ量が減れば、電気代、薬剤等の節約にもなり、新しい施設もよりコンパクトで経済的な施設の建設が可能になります。

新焼却施設・新資源化施設建設において経費の問題は取り組まないといけない大きな課題です。

芦屋市の分別の方法とかごみの情報が知りたい

ごみハンドブックやカレンダーを発行しています。

ごみハンドブックやごみカレンダー



ごみの分別等記載しています



事業者向けの
ハンドブックもあります



Q 発行時期はいつですか？

A ごみハンドブックは、令和5年3月に発行を予定しています。ごみカレンダーは毎年3月の発行を予定しています。

twitterでも発信しています

ぜひフォローしてください。 @ashiya_gomi



QR
コード

様々な世代に情報が届くよう検討していきます。

1 人ひとりのごみに関する意識が高まるように必要な情報を発信し続けます。

芦屋市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)

発行日 令和4年(2022年)3月
発行 芦屋市 市民生活部 環境施設課
〒659-0032
兵庫県芦屋市浜風町31番1号
電話 : 0797-32-5391
F A X : 0797-22-1599